

〇〇〇クラブ会費規程

第1条 目的

本規程は、規約第8条の規定に基づき、会費に関し必要な事項を定める。

第2条 会費の種類

- 1 会員は、年会費を納入しなければならない。
- 2 会員は、役員会の決議により臨時会費を徴収することが決定された場合には、臨時会費を納入しなければならない。

第3条 会費

- 1 年会費は、〇〇〇〇円とする。
- 2 年会費の計算期間は1年とし、毎年1年分を先払いするものとする。
- 3 納入された会費に不要の額が生じた場合は、役員会の決議をもって返還することができる。

第4条 会費の納入方法

会員は、当該年会費を、定められた日までに口座振替により納付しなければならない。

第5条 中途入会の会費

事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費年額は、当該年度の年会費とする。

第6条 改廃

本規程を改廃する場合は、役員会の決議を経て行うものとする。

ただし、この規程は、令和9年度以降のものである。令和8年度については、市からの委託料で賄われるものとする。